

# くらしの110番「知らない間に子どもが高額な課金をしていた」

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

インターネット上で子どもが保護者に無断で課金(決済)をして、高額な請求を受けるトラブルの相談が依然寄せられています。パスワードを教えていないのに子どもが推測して割り出したり、保護者のクレジットカードや決済機能の管理が十分でなかったりするケースがみられます。

**【事例1】**  
小学生の子どもに家族との連絡用にスマホを渡していたが、私の知らない間にゲームをダウンロードし、登録していたクレジットカードの情報を利用して60万円分もアイテム購入に課金していた。カードの明細を見て初めて気付いた。

**【事例2】**  
中学生の子どもが親に無断で数か月間オンラインゲームの課金をしていて、総額10万円の請求になった。時々クレジットカードとキャリア決済の利用履歴をチェックし、いつもより少し高額だとは思っていたが、他の請求と紛れてよく見ていなかった。

## 消費者へのアドバイス

- ①子ども用に渡しているスマートフォンやタブレット、ゲーム機等だけでなく、インターネットにつながる機器を子どもにさせる際は、利用について初めによく話し合ってルールを決めておきましょう。
- ②フィルタリングやペアレンタルコントロール※で管理しましょう。  
※ペアレンタルコントロール:子どもによる端末や機器の利用を、保護者が制限を設け管理することができる機能
- ③未成年者が保護者の同意なく課金(契約)をした場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合があります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)  
埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎ 048-524-0999

# バイクや軽自動車等にかかる届出について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町内の住所または定置場が登録されているバイクや軽自動車等には、「4月1日」時点の登録内容で軽自動車税が課されます。登録内容の変更、抹消登録(廃車)等の手続きについては、所定の届出が必要となります。

## ●車両の売買・譲渡などによって所有者が変わるとき

売買や譲渡などで所有者が変更となるときは名義変更の届出をしてください。  
他人名義の車両をそのまま使用することはトラブルの原因になります。

## ●住所や氏名が変更になったとき

車両所有者の住所や氏名等が変わったときは、変更の届出をしてください。この手続きを怠ると、納税通知が届かないなど、不都合が生じる場合があります。

## ●車両の使用をやめたとき

車両を処分したことなどにより所有しなくなったときは抹消登録(廃車)の届出をしてください。この手続きをしないと課税され続けることになります。

※125cc超のバイクや軽四輪車はそれぞれ下記表中の取扱窓口でナンバー標識が交付されます。登録内容の変更や抹消登録も同じ窓口で行われるため、**役場では手続きできません**のでご注意ください。

区分	取扱窓口	所在地	電話
・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場 税務課 神泉総合支所 地域振興課	神川町大字植竹 909 神川町大字下阿久原 1088	0495-77-2116 0274-52-3271
・軽二輪車 ・二輪小型自動車 (125ccを超えるバイク)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4	050-5540-2027
・三輪・四輪軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所	熊谷市新堀字北原 960-2	050-3816-3112

## 軽自動車税の納め忘れはありませんか？

まだ納付がお済みでない方は、至急納付をお願いします。

紛失等により納付書をお持ちでない方は、再発行しますので税務課までご相談ください。

料金受取人払

児玉郵便局  
承認  
431

差出有効期限  
令和5年12  
月28日まで

3670290

(受取人)  
神川町大字植竹九〇九  
神川町役場

神川町長宛

「私のまちづくり提案」

切手を貼らずにお出しく下さい

あなたの声を聞かせてください



郵送又は直接投稿できます。

## □郵送投稿

線に沿って封筒の形に切り取り、中央で折り、のりを付け、封筒の形に仕上げ、切手を貼らずに郵送できます。



## □直接投稿

下記の場所に「まちづくり提案箱」を設置しております。直接、投稿できます。

- ・役場(本庁舎1階)
- ・神泉総合支所
- ・中央公民館
- ・保健センター
- ・ふれあいセンター

## あなたの声を聞かせてください

「まちづくり提案箱」は、町民の皆さまから町政へのご意見やご提言などをお寄せいただくものです。

いただいたご意見等は、町長が直接拝読するとともに、担当課で内容について調査・検討し、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

※原則として個別に返答はいたしませんので予めご了承ください。返答をご希望の場合には、ホームページまたは総合政策課備え付けの「町長への手紙」をご利用ください。

お問い合わせ  
神川町役場 総合政策課 企画調整担当  
☎ 0495-77-0701  
FAX 0495-77-3915